

Client Alert - Financial Sector

2025 年 7 月 25 日(Vol.19)

I.はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、金融セクターに関連する各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert - Financial Sector 2025 年 7 月号(Vol.19)を作成いたしました。実務の一助となれば幸いに存じます。

II.目次

保険	1. 市場価格調整(MVA)の仕組みを持つ保険商品の責任準備金に関する改正 2. 金融庁「損害保険料率算出団体に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等を公表 3. 金融庁「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果(2024 事務年度)」を公表 4. 金融庁「2025 年 保険モニタリングレポート」を公表
証券(一種、二種、金融仲介)	1. 金融庁「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」等の改正(案)に対するパブリックコメントの結果等を公表 2. 日証協「社債券の適切な引受判断に係るガイドライン」を策定 3. 金融庁金融審議会「不公正取引規制の強化等に関する検討について」 4. 金融庁「令和 6 年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等」を公表 5. 日証協「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」等の一部改正を公表
アセットマネジメント (投資信託、投資一任、 ファンド、投資助言)	1. 金融庁「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」の一部改正に係るパブリックコメントの結果を公表 2. 金融庁「資産運用サービスの高度化に向けたプログレスレポート 2025」を公表 3. 日本投資顧問業協会及び投資信託協会の合併について 4. 投資信託協会「正会員の業務運営等に関する規則」等の一部改正案を公表

バンキング、ストラクチャードファイナンス	1. 「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」を公布 2. 金融庁「投資法人に関する Q&A」を改訂(データセンター等の REIT への組入促進) 3. 金融庁、事業性融資推進法に関する各種政府令を公布
資金移動、前払式支払手段、電子決済等代行業	1. 金融庁「前払式支払手段に関する内閣府令」等の改正(案)を公表
暗号資産・ステーブルコイン	1. JVCEA「暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則」等の一部改正(案)に関する意見公募手続を実施 2. 金融庁「第 55 回金融審議会総会・第 43 回金融分科会合同会合」を開催(暗号資産を巡る制度のあり方に関する検討)
犯収法	1. 警察庁「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対するパブリックコメント結果を公表
データ・セキュリティ	1. サイバー対処能力強化法及び同整備法の成立・公布 2. 国家サイバー統括室(NCO)の設置 3. セキュリティインシデント報告一元化に向けた動き
サステナビリティ	1. 金融庁「気候関連リスクに関する金融機関の取組の動向や課題」を公表 2. 金融庁「サステナブルファイナンス有識者会議第五次報告書」を公表

III.保険

1.市場価格調整(MVA)の仕組みを持つ保険商品の責任準備金に関する改正

金融庁は、2025 年 6 月 23 日に、市場価格調整(MVA)の仕組みを持つ商品の責任準備金について、保険会社が適切に ALM を実施している場合における会計上の課題に対応するため、[「保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準」\(平成 8 年大蔵省告示第 48 号\(以下、本項において「告示」といいます。\)\)及び保険会社向けの総合的な監督指針\(以下、本項において「監督指針」といいます。\)\)の改正案を公表しています。](#)

監督指針においては、改正案によって導入される告示の規定(告示 3 項但書)を適用する場合の着眼点として、同項但書の適用に関する方針やプロセス等を文書化しているか、これらの方針やプロセス等を遵守する体制を整備しているか等の着眼点が示されています。

2.金融庁「損害保険料率算出団体に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等を公表

金融庁は、2025 年 6 月 25 日に、「[損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ](#)」報告書を踏まえ、参考純率算出の対象種目を拡大し、保険料率の算出に係るコストを低減することにより、中長期的に中小規模の損害保険会社の商品開発や新規参入を促進するため、「[損害保険料率算出団体に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令\(案\)](#)」等を公表しています。

参考純率算出の対象種目として、賠償責任保険、事業活動損害保険、労働者災害補償責任保険、動産総合保険及びペット保険が追加される改正案となっています。

3.金融庁「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果（2024 事務年度）」を公表

金融庁は、2025 年 7 月 1 日に、外貨建一時払保険における改善状況のフォローアップ等を踏まえ、プロダクトガバナンス態勢及び販売・管理態勢等に関して販売会社等に共通すると考えられる課題及び工夫事例等を取りまとめ、「[リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果](#)」を公表しています。

プロダクトガバナンス態勢については、ほとんどの販売会社は、保険会社から「想定顧客層」の情報提供を受けている一方、「年齢層」「ライフステージ」「契約額」「金融知識」「金融資産」「投資方針」の情報提供を受けていないケースが多いと指摘されています。

販売・管理態勢については、ほとんどの販売会社が目標値到達を理由とする外貨建一時払保険の解約をした者に対する外貨建一時払保険又はターゲット型保険の乗換販売を行っていることが指摘され、併せて目標値到達前のフォローアップの実効性に留意が必要とされています。また、顧客の最善の利益を追求した提案・販売として、「販売会社においては、市況も考慮した上で、他の金融商品との比較を含め、顧客の最善の利益を追求した提案・販売を行うこと、また、最適な提案商品となっているかを顧客視点で考えることも重要である」とされ、課題事例と工夫事例が挙げられています。保険会社における募集人管理の重要性として、販売会社に対して目標値到達前リストを効果的なフォローアップができる頻度で提供する等乗換販売の防止に向けて支援をすること、販売会社の販売状況を継続してモニタリングし、必要に応じて乗換販売の防止に向けた指導を行う等、販売会社の募集状況を適切に管理することが重要とされています。

4.金融庁「2025 年 保険モニタリングレポート」を公表

金融庁は、2025 年 7 月 4 日に、「[2025 年 保険モニタリングレポート](#)」を公表しました。

金融庁が認識している諸課題の項目として、昨年以前から掲げられている、保険ビジネスを巡る動向(持続可能なビジネスモデルの構築、自然災害の頻発・激甚化への対応等)、財務の健全性の確保、顧客本位の業務運営(外貨建保険の募集管理の高度化)に加えて、今年は、顧客本位の業務運営の項目として、乗合代理店向け保険商品の販売手数料等に関するモニタリングが追記されたほか、保険金不正請求事案、保険料調整行為事案及び情報漏えい事案を踏まえて低下した保険業界の信頼回復に向けた取組みが追記されています。

パートナー 吉田 和央
kazuo.yoshida@morihamada.com

アソシエイト 福島 邦真
kunimasa.fukushima@morihamada.com

IV.証券(一種、二種、金融仲介)

1.金融庁「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」等の改正(案) に対するパブリックコメントの結果等を公表

金融庁は、2025 年 4 月 11 日に、「[金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令](#)」等の改正(案)¹を公表し、意見募集手続を行っていましたが、2025 年 6 月 11 日に、「[金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令](#)」等の改正(案)に対するパブリックコメントの結果等を公表しました。

上記改正の一内容として、上場等株券等の発行者が取引所所定の取引の公正の確保のため適当と認められる方法による当該上場等株券等の買付け等を行うための要件として、当該方法による買付け等の前に、当該発行者の業務執行決定機関が当該上場等株券等の売付け等を行う決定をした場合、当該決定の公表の翌日から起算して 1 営業日が経過するまで当該方法による買付け等を行わないことが追加されました(取引規制府令 23 条 1 号ホ)。

公表されたパブリックコメントに対する金融庁の考え方(以下「パブコメ回答」といいます。)においては、

¹ 同改正案の内容については、[本レター Vol.18](#) でも概説しておりますので、併せてご参照ください。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

取引規制府令 23 条 1 号ホについて、①発行会社(上場会社)が信託を設定し、信託(受託者)が大株主等から発行会社株式を立会外取引の方法により取得した上で立会内市場において売却する事例²を念頭に置いた改正である(但し、取引規制府令 23 条 1 号ホに規定する「上場等株券等の売付け」には市場外での売却も含まれる等、当該事例に対象が限定されるものではない)旨(パブコメ回答 1 番)、②他の株主の売却機会を確保するとともに、上場等株券等の売付け等の決定の公表による株価への影響を当該上場等株券等の買付け等の価格に反映させることを目的としている旨(パブコメ回答 2 番)が示されています。

かかる取引規制府令 23 条の改正については、2025 年 8 月 1 日から施行されますが、それ以外の改正(持株会の範囲拡大等に関する、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の改正等)については、2025 年 6 月 12 日に既に施行されています。

2. 日証協「社債券の適切な引受判断に係るガイドライン」を策定

日本証券業協会(以下「日証協」といいます。)は、2025 年 6 月 17 日に、[有価証券の引受け等に関する規則第 3 条の考え方\(社債券の適切な引受判断に係るガイドライン\)](#)を公表しました³。

上記ガイドラインは、「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」報告書(2024 年 7 月報告)⁴におけるコベナンツ付与の在り方に係る提言を受け、引受会員が社債券の引受けを行うに当たり、引受規則 3 条⁵に基づく適切な引受判断に係る考え方や必要な事項等を示すことにより、社債権者の保護が図られ、社債市場の健全な発展に資することを目的として策定されたものです。

上記ガイドラインでは、引受会員は、少なくとも、信用格付業者の付与する予定の銘柄格付(非依頼格付を除く)が BBB 格相当又は BB 格相当以下の社債券(担保付社債・損失吸収力や資本性評価が認められる社債券を除く)を対象に(Q2)、チェンジオブコントロール条項及びレポーティングコベナンツの付与状況等を確認する必要があること(Q1)や、確認対象となる当該「チェンジオブコントロール条項」・「レポーティングコベナンツ」の内容(Q4・Q5)が示されています。また、BBB 格相当又は BB 格相当以下の社債券についてチェンジオブコントロール条項又はレポーティングコベナンツが付与されていない場合であっても、当該社債券に係る引受けの可否の判断に当たっては、引受案件ごとの個別の事情に応じ、これらのコベナンツの付与に代替する措置(例えば、他のコベナンツの付与等)が取られていることの確認によって社債権者保護が図

² 近年、上場会社が信託を設定し、信託の受託者が大株主等から自己株式を立会外取引(取引規制府令 23 条 1 号の要件を満たす取引所所定の方法である事前公表型の終値取引(ToSTNeT-2))で取得して立会内市場で処分するというスキームが見られるところ、かかるスキームを念頭に置いていると考えられます。

³ 2025 年 3 月 18 日から、同ガイドライン案(「[社債券の適切な引受判断に係るガイドライン](#)」について(案))に係るパブリックコメントの募集が行われていました。同ガイドライン案に対するパブリックコメントの結果は、「[『社債券の適切な引受判断に係るガイドライン』についてに関するパブリックコメントの結果について](#)」をご参照ください。

⁴ 同報告書の内容については、[Client Alert Vol.129](#) 10.でも概説しておりますので、併せてご参照ください。

⁵ 同条は、「引受会員は、引受けを行うに当たっては、引受審査業務のために必要かつ十分な期間を確保したうえで、第 12 条から第 14 条までの規定に基づき引受審査を行った内容を踏まえて総合的な判断と責任のもとに引受判断を行わなければならない。」と規定しています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

られていることを確認したうえで、適切な引受判断を行うことにより、当該社債券の引受けを行うことが可能であること(Q7)も示されています。

上記ガイドラインは、2025 年 9 月 17 日以後に条件決定される社債券に係る引受判断から適用されます。

3.金融庁金融審議会「不公正取引規制の強化等に関する検討について」

金融担当大臣は、2025 年 6 月 25 日に、金融審議会に対して、[不公正取引規制の強化等に関する検討を諮問](#)しました⁶⁷。

これは、近年、証券取引等監視委員会による不公正取引等に関する調査の過程において、不正と考えられるものの既存の法令では違反行為として捕捉できない事例や、違反行為として捕捉できるが課徴金の額が低く、抑止効果として不十分な事例等がみられていることを踏まえ、不正・違反行為に対する抑止を十分に図り、市場の公正性・透明性に対する投資家の信頼を確保するために不公正取引規制の強化等について検討することを目的とするものです。

主な検討事項として、①公開買付者等関係者に係るインサイダー取引規制の対象者の範囲の拡大、②他人名義口座の提供を受ける等して行った不公正取引に係る課徴金、③大量保有報告制度違反に係る課徴金、④高速取引行為による相場操縦に係る課徴金、⑤公開買付者等関係者に係るインサイダー取引規制の課徴金、⑥課徴金の減算制度の見直し、⑦検査等対象者の出頭命令の範囲拡大、及び⑧無登録業者に対する犯則調査権限の創設が挙げられています。

今後金融審議会においてこれらの事項が審議されていくこととなるため、具体的な検討の進捗と、それが実務に与える影響について、引き続き注視していく必要があります。

4.金融庁「令和 6 年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等」を公表

金融庁は、2025 年 3 月 14 日に、[令和 6 年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等](#)⁸を公表し、意見募集手続を行っていましたが、2025 年 7 月 4 日に、[令和 6 年金融商品取引法等改正に係る政令・](#)

⁶ 第 55 回金融審議会総会・第 43 回金融分科会合同会合における資料はこちら(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryou/20250625/2.pdf)をご参照ください。

⁷ 併せて、暗号資産を巡る制度のあり方に関する検討、企業情報の開示のあり方に関する検討及び地域金融力の強化に関する検討が諮問されています。暗号資産を巡る制度のあり方に関する検討の内容については、下記 [VIII. 1.](#)でも概説しておりますので、併せてご参照ください。これらの諮問の内容については、[Capital Markets Newsletter Vol.93](#) 及び [同 Vol.94](#) 並びに [Client Alert Vol.139](#) 7.でも概説しておりますので、併せてご参照ください。

⁸ 同改正案の内容については、[本レター Vol.17](#)、[Client Alert Vol.136](#) 9.及び [Capital Markets Newsletter Vol.92](#) でも概説しておりますので、併せてご参照ください。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

[内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等](#)を公表しました⁹。これは、2024 年 5 月 15 日に成立した[令和 6 年金融商品取引法改正](#)¹⁰後の公開買付け制度・大量保有報告制度について、関係政府令等の整備を行うものであり、以下では、主なパブリックコメントに対する金融庁の考え方をご紹介します。

公開買付け制度の見直し

上記改正により 30%ルール¹¹の適用対象外とされるいわゆる僅少な買付け等(金商法 27 条の 2 第 1 項 1 号括弧書)の要件について、改正案の段階では、1 年間に行われた買付け等及び売付け等をネットして計算した議決権の増加が 1%未満であることが要件とされていましたが(金商法施行令改正案 7 条 3 項)、パブリックコメント手続を経て、これに代えて①買付け等により増加する株券等所有割合が 0.5%未満であること(改正後金商法施行令 7 条 3 項)、及び②買付け等を行う者が買付け等を行う日前 6 ヶ月間において発行者が発行する株券等の買付け等(公開買付けによる買付け等及び適用除外買付け等を除く)を行っていないこと(同項括弧書)の要件が定められることとなりました。改正案では、例えば、大量の売付け後に大量の買付けを行うことが公開買付けによらずにできてしまうこと等が考慮されたものと思われます(パブリックコメント 22-31 番)。

大量保有報告制度の見直し

上記改正により大量保有報告制度の適用対象となる現金決済型エクイティ・デリバティブ取引について、現行法に基づき算出される株券等保有割合と改正法に基づき算出される株券等保有割合の差については、改正法の施行時にその差に相当する株券等保有割合の増減が生じたものとみなされること(改正金商法附則 5 条前段)が明示されました(パブリックコメント 74 番)。また、デリバティブ取引の原資産である株券等の数は、大要、以下の計算方法によることとなるとされています(パブリックコメント 75-78 番)。

①現実数値と約定数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約するデリバティブ取引

(授受を約する金銭の額) = (保有者とみなされる株券等の数) × (約定数値と現実数値との差)

②当事者が元本として定めた金額について、金融商品の利率等又は約定期間における金融指標の変化率等に基づいて算出される金銭の授受を約するデリバティブ取引

(授受を約する金銭の額) = (保有者とみなされる株券等の数) × (約定期間開始時の当該金融商品の利率等又は金融指標と当該約定期間終了時の当該金融商品の利率等又は金融指標との差)

上記改正は、一部を除き¹¹、2026 年 5 月 1 日から施行されますが、一定の経過措置も設けられています。

⁹ 同改正の内容については、[Corporate Newsletter Vol.47](#) 及び同 [Vol.48](#) でも概説しておりますので、併せてご参照ください。

¹⁰ 同改正の内容については、[本レター Vol.11](#) でも概説しておりますので、併せてご参照ください。

¹¹ 金融商品取引法施行令 14 条、14 条の 3 の 8 及び 14 条の 3 の 11 第 1 項の改正規定は、2025 年 7 月 4 日から施行されています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

5. 日証協「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」等の一部改正を公表

日証協は、2025 年 7 月 15 日に、[『株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則』等の一部改正について](#)を公表しました¹²。上記改正は、2024 年 7 月 2 日付で公表された「金融審議会市場制度ワーキング・グループ報告書—プロダクトガバナンスの確立等に向けて—」¹³の提言を受けて、「非上場株式等の取引及び私募制度等に関するワーキング・グループ」及び「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」において行われた検討の結果を踏まえたものであり、その概要は以下のとおりです。

「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」(以下「株式投資型 CF 規則」といいます。))の一部改正

金商法上、第一種少額電子募集取扱業者については、ウェブサイト等の電磁的方法による勧誘を行うことを前提にしており¹⁴、電話・訪問等での勧誘¹⁵は認められていない一方、第一種金融商品取引業者(以下「第一種金商業者」といいます。))については勧誘方法の制限はありません。

他方、上記改正前の株式投資型 CF 規則上、第一種金商業者が株式投資型クラウドファンディング(以下「CF」といいます。))を行う場合であっても、第一種少額電子募集取扱業者と同様に、電話・訪問等での勧誘が認められていません。もっとも、法人の特定投資家に対する勧誘まで電磁的方法に制限する必要性は必ずしも高くないと考えられることから、上記改正は、第一種金商業者が、法人の特定投資家に対して行う株式投資型 CF 業務について、電話・訪問等での勧誘を可能とするものです(株式投資型 CF 規則 29 条)。

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正

現行の日証協規則上、第一種金商業者による株式投資型 CF について勧誘方法を制限している一方、それ以外の投資型 CF については制限を設けていません。もっとも、社債券に投資する CF が広がりつつあること等を踏まえ、投資者保護の観点から、株式投資型 CF における勧誘規制と同様の規制を設けることが適当であると考えられることから、上記改正は、協会員が、法人の特定投資家を除く顧客に対して行う社債券に係る電子申込型電子募集取扱業務(少人数私募に該当するものを除きます。))について、電話・訪問等での勧誘を禁止するものです(協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則 12 条の 3)。

¹² 2025 年 5 月 20 日から、改正案([「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」等の一部改正案について](#))に係るパブリックコメントの募集が行われていました。同改正案の内容については、[Client Alert Vol.138 10](#)でも概説しておりますので、併せてご参照ください。同改正案に対するパブリックコメントの結果は、[『株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則』等の一部改正案に関するパブリックコメントの結果について](#)をご参照ください。

¹³ 同報告書の内容については[本レター Vol.13](#) 及び [Capital Markets Newsletter Vol.87](#) でも概説しておりますので、併せてご参照ください。

¹⁴ 金商法 29 条の 2 第 1 項 6 号、金商業等府令 6 条の 3 第 1 号及び 2 号

¹⁵ 顧客からの要請に基づく電話での説明を除きます。以下同様です。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

上記改正は、2025 年 7 月 15 日から施行されています。

パートナー 宮田 俊
suguru.miyata@morihamada.com

アソシエイト 鈴木 彬史
akifumi.suzuki@morihamada.com

アソシエイト 橘川 文哉
fumiya.kitsukawa@morihamada.com

V.アセットマネジメント(投資信託、投資一任、ファンド、投資助言)

1.金融庁「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」の一部改正に係る パブリックコメントの結果を公表

本レター Vol.18 でお知らせしたとおり、金融庁は、2025 年 4 月 25 日に、「[投資信託及び投資法人に関する法律施行規則](#)」の一部改正案を公表し、パブリックコメント手続を行っていましたが、2025 年 6 月 24 日に[その結果](#)が公表されました。

本改正は、投資信託財産の純資産総額が一定の金額を下回った等の要件を満たしたときには投資信託契約を解約することができる旨を規定するために委託者指図型投資信託の投資信託約款を変更した上で、当該投資信託約款に基づいて投資信託契約を解約する場合には、当該約款変更及び解約について、それぞれ書面による決議等を行うことを要しないようにすることを目的としたものとなります。

また、本改正を踏まえ、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則 43 条 3 号の適用関係の明確化を図るため、「投資信託に関する Q&A」に問 3(同号に定められた要件の明確化に関するもの)及び問 4(旧法信託の取扱いに関するもの)を追加する等の改訂が行われました。なお、本改正とは直接関係がありませんが、投資信託の指数変更のための約款変更であって書面決議を要しないものに係る判断基準の明確化を図るため、問 5 の追加も行われています。

本改正は、2025 年 6 月 24 日付で公布、施行されています。

2.金融庁「資産運用サービスの高度化に向けたプロGRESSレポート 2025」を公表

金融庁は、2025 年 6 月 27 日に、「[資産運用サービスの高度化に向けたプロGRESSレポート 2025](#)」を公表しました。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

同レポートにおいては、①資産運用業の高度化、②確定拠出年金(企業型 DC、iDeCo)サービスの高度化、③確定給付企業年金(DB)サービスの高度化という 3 つのセクションに分けて分析した上で、それぞれ以下の内容が金融庁からのキーメッセージとして示されています。

①資産運用業の高度化

- ・ 各社においては、業界全体・自社・他社のデータ等も参考としつつ、自らの立ち位置を把握した上で、現在のビジネスモデルの妥当性、他社との差別化、更なる成長のために取り組むべき優先課題・本質的課題、課題解決の方策などについて検討していくことが期待される。当局として、その状況を継続的にフォローしていく。
- ・ 安定的な資産形成に資する良質な商品を提供するため、資産運用会社においては商品ライフサイクルを通じて「コストに見合った十分な付加価値等を顧客に提供すること」を意識してプロダクトガバナンスを徹底し、商品組成時の商品設計や組成後の品質管理を適切に行うことが期待される。
- ・ エンゲージメントを通じた投資先の成長支援をより実効的で持続性のある取組とするためには、資産運用会社が「有意義な対話の実践」と「業務の効率化」の両立を図るとともに、運用会社とアセットオーナーが業務の合理化・コストシェアリングのあり方を模索することが期待される。

②確定拠出年金(企業型 DC、iDeCo)サービスの高度化

- ・ 企業型 DC について運用管理機関の半数が赤字である中、加入者等の最善の利益を勘案した運用商品の選定・提示に疑念を生じさせないよう、企業と手数料について協議を行う場合や企業が行うコンペに参加する場合には、こうした点も踏まえつつ、手数料水準を検討・提示していくことが期待される。
- ・ レコードキーパーと運用管理機関は、双方のビジネスの持続性に配慮しつつ、短期的及び中長期的視点から、手数料の在り方、業務の合理化、将来的なシステムの在り方等について議論を行うことが重要である。
- ・ 運用管理機関においては、加入者等において個々人の状況や経済・金融環境を踏まえた適切な商品選択がなされるよう、(企業型 DC の場合は企業とも連携しつつ、)効果的な投資教育や加入者等の最善の利益を勘案した商品選定、商品入替を行っていくことが重要である。

③確定給付企業年金(DB)サービスの高度化

- ・ 総幹事会社には、安定的な DB 制度の維持・運営に向け、各企業・基金の意向や特性を踏まえた上で、市場環境に沿った運用提案を行うなど、各 DB の状況に寄り添った総幹事会社ならではのサポートが期待される。
- ・ DB 制度等を熟知する総幹事会社には、人への投資という観点から給付改善に取り組もうとする企業の人事・経営方針や特性等を踏まえながら、給付改善のために企業が取り得る適切な選択肢を提示する、課題がある場合はそれを解決する方策を提案するなどのきめ細やかなサポートが期待される。

3.日本投資顧問業協会及び投資信託協会の合併について

[一般社団法人日本投資顧問業協会](#)及び[一般社団法人投資信託協会](#)は、2025年7月1日に、両協会の合併を公表しました。

合併の効力発生予定日は、2026年4月1日であり、新協会の名称は、「一般社団法人 資産運用業協会」(英文名称:Investment Management Association of Japan)となります。

両協会の合併は、資産運用立国の実現に向けて、両協会が統合し、新協会において強力かつ一体的に資産運用業の健全な発展に取り組んでいく方向で検討した成果とされています。

今後、各協会に加入している各業者においては、登録申請書や標識・契約締結前交付書面等における加入協会の記載の変更等、合併に伴う所要の対応が必要となります。

4.投資信託協会「正会員の業務運営等に関する規則」等の一部改正案を公表

投資信託協会は、2025年7月11日に、[「正会員の業務運営等に関する規則」等の一部改正案](#)を公表しました。

「正会員の業務運営等に関する規則」6条では、同協会の正会員は、自らの資産をもって自社が運用等を行う投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券の取得及びその処分(以下「取得等」といいます。)を行ってはならないものとされています。当該規定について、市場取引での既発行投資口の取得等を制限する趣旨ではないことから、その旨を明確にするため同規則の一部改正を行うものとされました。なお、本改正は、自主規制規則の対象外である旨を明確にするための改正であり、市場取引での既発行投資口の取得等については、金融商品取引法上のインサイダー取引規制の対象として適切に対応すべき旨が改正資料に注記されています。

今後の予定として、2025年9月開催予定の自主規制委員会・理事会において当該規則等を一部改正することを目標とするとされています。

パートナー 白川 剛士
tsuyoshi.shirakawa@morihamada.com

VI.バンキング、ストラクチャードファイナンス

1.「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」を公布

2025 年 6 月 6 日、[「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」](#)が公布されました。

この新法は、法制審議会・担保法制部会がおよそ 4 年近くをかけて取りまとめた[「担保法制の見直しに関する要綱」](#)に基づくものであり、動産、債権及びその他の財産（不動産等を除きます。）を担保の目的とする譲渡担保契約並びに動産に係る所有権留保契約に関して、それらの契約により設定される権利の内容や順位等について定めるとともに、権利の実行方法等を規定するものです。また、これに合わせて、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律その他の関連法令の整備も行われます。

新法は、公布の日から 2 年 6 ヶ月以内に施行される予定です。これにより、従前、判例法理に基づき発展してきた譲渡担保等について初めて明確な法律上の根拠が与えられることとなり、担保付き金融取引に大きな影響が及ぶことが想定されます。

新法の概要等については、[Finance, Restructuring & Credit Management Newsletter 2025 年 4 月号（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案について）](#)、[Structured Finance / Banking Newsletter 2025 年 4 月号（譲渡担保新法が譲渡担保付シンジケートローンに与える影響）](#)も併せてご参照ください¹⁶。

2.金融庁「投資法人に関する Q&A」を改訂（データセンター等の REIT への組入促進）

金融庁は、2025 年 6 月 27 日に、[「投資法人に関する Q&A」の改訂](#)を公表しました。

本改訂では、上記 Q&A に問 2 が追加されており、データセンターに係る建物と一体として利用することを想定して設置されたデータセンター関連設備の不動産該当性を判断する上での基本的な要件を示し、その設置態様に応じて、「不動産」に該当する類型を明確化しています。また、冷凍冷蔵倉庫と一体として利用することを想定して設置された冷凍冷蔵設備についても、同様に不動産該当性の判断方法が示されています。

本改訂により、J-REIT がデータセンター関連設備等を不動産として（すなわち投資信託及び投資法人に関する法律上の「特定資産」として）取得するための判断基準が明確になったということができ、これによりデータセンター等の開発への投資が促進され、さらにセカンダリー取引が拡大し、J-REIT 市場の発展に資

¹⁶ 新法を英語にて解説したニュースレター（[Finance, Restructuring & Credit Management Newsletter, June 6, 2025, "Security Transfer Agreements and Title Retention Agreements to be Recognized by New Legislation"](#)）も併せてご参照ください。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

することが期待されます。

本改訂の詳細な内容や実務への影響については、[REIT / Structured Finance / Banking Newsletter 2025 年 7 月号\(データセンターREIT の組成の促進～「投資法人に関する Q&A」の改訂の概要・J-REIT による投資の留意点を中心に～\)](#)をご参照ください。

3.金融庁、事業性融資推進法に関する各種政府令を公布

金融庁は、2025 年 7 月 2 日に、「[企業価値担保権付き融資の評価や引当の方法等に係る基本的な考え方について\(案\)](#)」及び「[事業性融資の推進等に関する法律施行令\(案\)](#)」等に対するパブリックコメントの結果等を公表しました¹⁷。また、同日付で、事業性融資の推進等に関する法律施行令をはじめとした、関連政府令が公布されています。さらに、事業性融資の推進等に関する法律の施行期日が、2026 年 5 月 25 日と定められました。

パートナー 倉持 喜史
yoshihito.kuramochi@morihamada.com

VII.資金移動、前払式支払手段、電子決済等代行業

1.金融庁「前払式支払手段に関する内閣府令」等の改正(案)を公表

金融庁は、2025 年 7 月 4 日に、一定の要件の下で、前払式支払手段を通じた寄附を可能とするために、「[前払式支払手段に関する内閣府令](#)」等の改正(案)を公表し、同年 8 月 4 日までパブリックコメントを実施しています。

改正案では、寄付の金額を 1 回当たり 1 万円以内とし、以下の者(適格寄付金受領者)への寄付を可能とすることが提案されています。

- ① 国
- ② 地方公共団体
- ③ 認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人)
- ④ 日本国内において専ら国際機関のために事務を行う法人のうち金融庁長官が指定する者
- ⑤ 他の法令に規定する目的のために行政手続法第 2 条第 3 号に規定する許認可等を受けることなく、

¹⁷ パブリックコメントに付されていた主な内容については、[本レター Vol.18](#)をご参照ください。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

又は同条第 7 号に規定する届出をすることなく寄付金の募集を行うものとして当該法令に規定されている者のうち金融庁長官が指定する者

また、寄付のための使用を可能とする場合に、以下の措置を講じることが提案されています。

- ① 適格寄附金受領者との契約やシステムの整備等を通じて、自らが発行する前払式支払手段を使用した 1 回当たりの寄附の金額が 1 万円を超えないようにするために必要な体制の整備
- ② 自らが発行する前払式支払手段が適格寄附金受領者以外の者に対する寄附に使用されることを防止するために必要な体制の整備
- ③ 利用者が寄附とそれ以外の用途への前払式支払手段の使用を誤認することを防止するための体制の整備
- ④ 適格寄附金受領者へのなりすましや不適切な利用を検知する体制の整備
- ⑤ 適格寄附金受領者へのなりすましや不適切な利用を検知した場合の速やかな利用停止等の対応の実施

改正により、限定された範囲内ではあるものの、前払式支払手段の利用範囲が拡大することが見込まれます。

カウンセル 湯川 昌紀
masaki.yukawa@morihamada.com

VIII.暗号資産・ステーブルコイン

1.JVCEA「暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則」等の 一部改正(案)に関する意見公募手続を実施

一般社団法人日本暗号資産等取引業協会(以下「JVCEA」といいます。)は、2025 年 6 月 23 日に、「暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則」等の一部改正(案)に関する意見公募手続を実施しました(以下「本改正」といいます。)

本改正は、暗号資産の流出事案が発生したことを踏まえて、流出事案の再発防止のため、会員の利用者財産の管理方法や緊急時の対応のルールをアップデートするものになります。

具体的には、暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則(以下「利用者財産管理規則」といいます。)において、会員に以下の対応を求める規定を設けるとともに、暗号資産交換業に係る緊急時対応に関する規則(以下「緊急時対応規則」といいます。)の改正も行っています。

- 委託先の管理(改正利用者財産管理規則 16 条)

外部委託先の選定状況について定期又は随時に見直しを行い、委託先を集中化することにより生じるリスクを評価した上で、当該リスクに応じて、委託先を分散させるなど当該リスクを低減するために必要な措置を講じること

- 流出等のリスクへの対応(改正利用者財産管理規則 19 条)

緊急時対応規則 5 条¹⁸に基づき、暗号資産の流出等も想定したコンティンジェンシープランを策定すること

- 暗号資産の保管(改正利用者財産管理規則 20 条)

ウォレットにて管理する暗号資産の銘柄及び数量並びに会員の規模、ビジネスモデル及び財務状況等を踏まえて流出等のリスクを評価し、当該リスクに応じて、ウォレットを分散させるなど当該リスクを低減するために必要な措置を講じること¹⁹。

- 暗号資産の移転(改正利用者財産管理規則 26 条)

流出等のリスクに応じて暗号資産の移転に係る上限額を設定すること、及び上限を超える移転取引が必要な場合には、別途社内承認を得るための手続を設け、承認者の役職、承認日時及び理由等の記録を保存すること²⁰

本改正に係るパブリックコメントに関して、2025 年 7 月 14 日まで意見を募集し、同月 15 日付の JVCEA の「[暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則](#)」等の一部改正(案)に関する意見公募手続についてのパブリックコメント結果の公表によると、意見の提出はなかったとのことでした。

2.金融庁「第 55 回金融審議会総会・第 43 回金融分科会合同会合」を開催

(暗号資産を巡る制度のあり方に関する検討)

金融庁は、2025 年 6 月 25 日に、「[第 55 回金融審議会総会・第 43 回金融分科会合同会合](#)」(以下「本金融審議会総会」といいます。)を開催し、暗号資産を巡る制度のあり方に関する検討として、国内外の投資家において暗号資産が投資対象と位置づけられる状況が生じていることを踏まえ、利用者保護とイノベーション促進の双方に配慮しつつ、暗号資産を巡る制度のあり方について検討を行うことを諮問しました。この諮問を踏まえて、「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」が設置され、2025 年 7 月 31 日に第 1

¹⁸ 改正緊急時対応規則においては、コンティンジェンシープランの策定に当たって、具体的には、コンティンジェンシープランの策定に際しては、緊急事態のシナリオを設定し、緊急時体制の決定及び代替手段の詳細検討を行った上で、初期対応手順書、暫定対応手順書及び本格復旧手順書を作成し、かつ、コンティンジェンシープランの維持管理態勢を定めることが求められ、想定する事態には暗号資産の流出、消失又は不正利用等が含まれる形とされています(改正緊急時対応規則 5 条 2 項)。

¹⁹ 会員は、分散管理の方針を内部規程に定め、当該方針について定期又は随時に見直しを行うものとされています。

²⁰ 会員は、上限額及び社内承認手続について、定期又は随時に見直しを行うものとされています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

回のワーキング・グループが開催される予定です。

これに先立つ 2025 年 3 月 6 日には、自民党デジタル社会推進本部 web3 ワーキンググループが「暗号資産を新たなアセットクラスに～暗号資産に関する制度改正案の概要～(案)」を公表(以下「自民党提言」といいます。)、同年 4 月 10 日には、金融庁が「[暗号資産に関連する制度のあり方等の検証](#)」と題するディスカッション・ペーパー(以下「DP」といいます。)を公表し、同年 5 月 10 日まで意見の募集を行いました。本金融審議会総会における事務局資料や議論の内容は、これらの動きも踏まえたものといえそうです。

DP での議論や今後の規制見直しの方向性については、[Financial Regulation Newsletter 2025 年 7 月号\(政府における暗号資産規制の見直しに関する動向\)](#)をご参照ください。

パートナー 白根 央
hiroshi.shirane@morihamada.com
シニア・アソシエイト 尾登 亮介
ryosuke.onobori@morihamada.com

IX. 犯収法

1. 警察庁「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対するパブリックコメント結果を公表

警察庁は、2025 年 6 月 24 日に、「[犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案](#)」に対するパブリックコメント結果を公表しました。本改正規則は、なりすまし等のリスクの高い本人特定事項の確認方法の廃止等を内容とするもので、パブリックコメント手続を経て、概ね本年 2 月に公表された改正案のとおりの内容で公布されました。具体的には、いわゆる e-KYC と呼ばれるオンライン上での本人特定事項の確認方法は、マイナンバーカード等による公的個人認証のほか、本人確認書類に格納される IC チップの読み取りが原則として義務付けられることになり、自然人の本人特定事項の確認方法のうち、運転免許証等の本人確認書類の「写し」を郵便や電子メールで送付する方法は廃止されることになります。

但し、IC チップが搭載された本人確認書類を保有していない者が非対面での取引に利用可能な補完措置として、印鑑登録証明書や住民票の写し等の本人確認書類の偽造を防止するための措置が講じられた書類の「原本」の送付を受ける等する方法が認められました。また、非居住外国人等の本人特定事項の確認方法について本人確認書類の「写し」の送付を受ける等する方法は例外的に許容されることになっていますが、従前どおり取引関係文書の転送不要郵便等での送付が必要であるため、当該方法が利用できるかは慎重な検討が必要になります。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

本改正規則の施行日はシステムの改修、社内規則・マニュアルの整備等の準備のための期間を確保するため 2027 年 4 月 1 日とされていますので、非対面取引における本人特定事項の確認を行っている金融機関においては、施行日までに本人特定事項の確認手続について見直しが必要になります。また、金融庁は、銀行業界に対し、本改正規則で廃止予定の本人確認手続を、改正規則の施行日を待たずに廃止するよう要請を行っており、業態によってはより早期の対応が求められます。

パートナー 白根 央
hiroshi.shirane@morihamada.com

X. データ・セキュリティ

1. サイバー対処能力強化法及び同整備法の成立・公布

2025 年 5 月 16 日、能動的サイバー防御に関し、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律(令和 7 年法律 42 号、「サイバー対処能力強化法」)及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(令和 7 年法律 43 号)が成立し、同月 23 日に公布されました。これらの法律の内容は多岐にわたり、大きく、①官民連携、②通信情報の利用、③アクセス・無害化、④横断的課題に分かれていますが、概要については、[本レター Vol.17](#) を、より詳細な内容については、法案段階ではありますが、[Data Security Newsletter 2025 年 2 月号\(サイバー対処能力強化法案 ～能動的サイバー防御\(ACD\)関連法案の概説～\)](#) もご参照ください。

国会における法案審議の過程において、通信の秘密や憲法で保障された国民の権利・自由を不当に制限してはならない旨の理念的な条文の追加等はありませんが、実質的な修正はありません。

2. 国家サイバー統括室(NCO)の設置

2025 年 7 月 1 日、サイバー安全保障も含め、官民を通じたサイバーセキュリティの確保に関する司令塔として、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和 7 年政令 226 号)によって改正された内閣官房組織令 1 条に基づき、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)を改組する形で、内閣官房に「[国家サイバー統括室](#)」([National Cybersecurity Office:NCO](#))が設置されました。

3.セキュリティインシデント報告一元化に向けた動き

[上記 1.](#)記載のサイバー対処能力強化法 5 条に基づき、基幹インフラ事業者は、セキュリティインシデントの報告義務が新たに課されますが、この義務に関しては、基幹インフラ事業者に過度な事務負担とならないよう配慮が必要とされ、同法に関する法案審議においても、他法令との重複を避け、報告の一元化・様式統一・簡素化・報告基準及び内容の明確化により事業者負担の軽減と迅速な政府対応を図るべき、といった附帯決議がなされました。

サイバー攻撃被害等のセキュリティインシデントが発生したとき、被害組織は、既存の制度に基づき当局への報告が求められており、例えば、個人情報の保護に関する法律 26 条に基づく個人情報保護委員会に対する個人データ漏えい等の報告義務、各業法に基づく所管省庁への事故報告義務、サイバー犯罪被害者としての警察への通報・相談等が挙げられます。そして、サイバー対処能力強化法に基づきさらに報告義務が追加されることとなります。

このような状況を受けて、インシデント報告に関する被害組織の負担軽減を図るため、2025 年 5 月 29 日に開催されたサイバーセキュリティ戦略本部会合において、順次様式の統一を実施し、報告先の一元化についても必要な制度改正等を行うことが喫緊の課題とされ、同会合の資料として「[インシデント報告様式の統一について](#)」が公開されました。

これを踏まえ、2025 年 7 月 10 日、[上記 2.](#)で紹介した国家サイバー統括室は、[DDoS 攻撃事案及びランサムウェア事案が発生した場合における関係省庁への報告等に利用可能な共通様式の案についてのパブリックコメントの募集](#)を開始しました。本件のパブリックコメントの募集手続は、2025 年 8 月 9 日までとされています。

具体的なタイムラインは大きく 2 段階であり、まず第 1 段階では、2025 年 10 月 1 日より、DDoS 攻撃事案とランサムウェア事案の報告(潜伏型サイバー攻撃は含まない)に関する統一報告様式の運用を開始し、その後、第 2 段階として、サイバー対処能力強化法に基づく報告義務の施行(2026 年 11 月 23 日まで)にあわせて、報告受付システムの整備を進め、報告窓口が一本化される予定とされています。

パートナー 蔦 大輔
daisuke.tsuta@morihamada.com

シニア・アソシエイト 塩崎 耕平
kohei.shiozaki@morihamada.com

XI.サステナビリティ

1.金融庁「気候関連リスクに関する金融機関の取組の動向や課題」を公表

金融庁は、2025年6月20日に、「[気候関連リスクに関する金融機関の取組の動向や課題](#)」を公表しました²¹。

金融庁は、2022年7月12日に、「[金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方](#)」²²を策定・公表し、金融機関における気候関連リスク管理や顧客企業の気候関連リスクの低減を支援する取組について金融機関と対話を進めてきました。このような中で、金融庁が2024事務年度に対話を行った金融機関(大手行等・地域銀行・大手生命保険会社・大手損害保険会社約20社)における取組に基づき、気候変動対応のための戦略の策定やガバナンス、リスク管理、顧客支援を含むリスク低減に向けた対応等について、金融機関における足下の取組事例や金融機関が認識している課題を整理したものが、上記の「気候関連リスクに関する金融機関の取組の動向や課題」になります。

このうち、顧客企業に対するエンゲージメント・顧客支援については、GHG(温室効果ガス)の多排出のみをもってダイベストメントは行わず、エンゲージメントを通じた顧客企業への働きかけを実施することや、顧客ニーズに応じて、気候関連ファイナンスの提供を含む多様なソリューションで顧客支援を実施すること等の取組が紹介されています。一方で、顧客企業、特に中堅・中小企業の意識醸成や、トランジション・ファイナンス²³によるファイナンス・エミッション²⁴の一時的増加、収益性の確保・リスクリターンのバランスが課題として指摘されています。

金融庁は、今後も、金融機関の規模・特性等に応じて、具体的な気候変動対応の進め方は異なること等を十分に踏まえ、気候関連リスク管理や顧客支援の状況について、引き続き金融機関と対話を行っていくとしているため、その動向に注視が必要です。

2.金融庁「サステナブルファイナンス有識者会議第五次報告書」を公表

金融庁は、2025年6月30日に、「[サステナブルファイナンス有識者会議第五次報告書](#)」を公表しました²⁵。

金融庁「サステナブルファイナンス有識者会議」では、2020年12月以来、サステナブルファイナンスに関

²¹ 同文書の内容については、[Client Alert - Sustainability Vol.3](#)でも概説しておりますので、併せてご参照ください。

²² 同ガイダンスの内容については、[本レター Vol.1](#)でも概説しておりますので、併せてご参照ください。

²³ 企業によるカーボンニュートラルやネットゼロに向けた移行(トランジション)を支援するための資金供給をいいます。

²⁴ 「気候関連リスクに関する金融機関の取組の動向や課題」においては、Scope3 排出量カテゴリー15 以外の排出量(ポートフォリオの排出原単位等)を含む、広義の意味での投融資を通じた排出量を指すとされています。

²⁵ 同文書の内容については、[Client Alert - Sustainability Vol.3](#)でも概説しておりますので、併せてご参照ください。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

する各種の検討を行い、これまで累次の報告書を公表してきましたが、今般の第五次報告は、欧米を中心にサステナブルファイナンスを巡る情勢に変化が見られる中、2024 年 10 月以降、我が国においてサステナブルファイナンスを推進する意義を再確認した上で、これまで課題の一つとされてきたサステナビリティ投資を選好する幅広い投資家への投資機会の拡充をテーマに、計 5 回にわたり行われた議論を取りまとめて公表するものです。

上記報告書では、サステナビリティ投資の実態等を踏まえた幅広い投資家への投資機会の拡充に向けた示唆と期待として、①サステナビリティ投資を選好する個人に対して、投資手法を含むサステナブルファイナンスに関する情報提供が行われ、その認知・理解が進めば、運用対象の多様化や新たな投資機会の提供につながり得るとした上で、②サステナビリティ投資商品の組成・提供における更なる取組として、必要に応じて ESG 投信を含むサステナビリティ投資商品に関する分類のあり方等を検討することや、サステナビリティ課題の解決への貢献や中長期的な投資リターンへの影響を重視する程度に応じた説明内容の工夫等が有効と考えられる旨が示されています。

上記報告書は、必ずしも具体的な制度改正等について提言を行うものではありませんが、個別具体的な政策課題については、金融庁をはじめとする関係省庁において適切に対応されることが期待されるとされていることから、今後の規制動向に注視が必要です。

パートナー 宮田 俊

suguru.miyata@morihamada.com

アソシエイト 鈴木 彬史

akifumi.suzuki@morihamada.com

アソシエイト 橘川 文哉

fumiya.kitsukawa@morihamada.com